

成年後見制度

利用を考えてみませんか？

岩沼市

令和7年4月1日発行

成年後見制度とは？

このような困りごと・心配ごとはありませんか？



後見人が助けてくれます！



財産の管理

預貯金・年金・生活費や不動産の管理などをしてくれます

例

- 金銭管理
- 定期預金の解約
- 通帳の再発行
- 相続の手続き
- 税金関係の手続き
- 年金の手続き
- 不動産の処分や売買



日常生活に関する手続き

介護・福祉サービス利用の手続きや病院の入退院手続き、施設へ入所するときなどの契約をしてくれます

※身元引受人にはなれません

例

- 介護や福祉サービスの契約手続き
- 入退院の手続き
- 保険金の請求
- 施設入退所の手続き
- 住居のリフォーム手続き



その他（同意・取消し）

不利益な契約を結んでしまった場合は、後見人が契約を取消してくれます

例

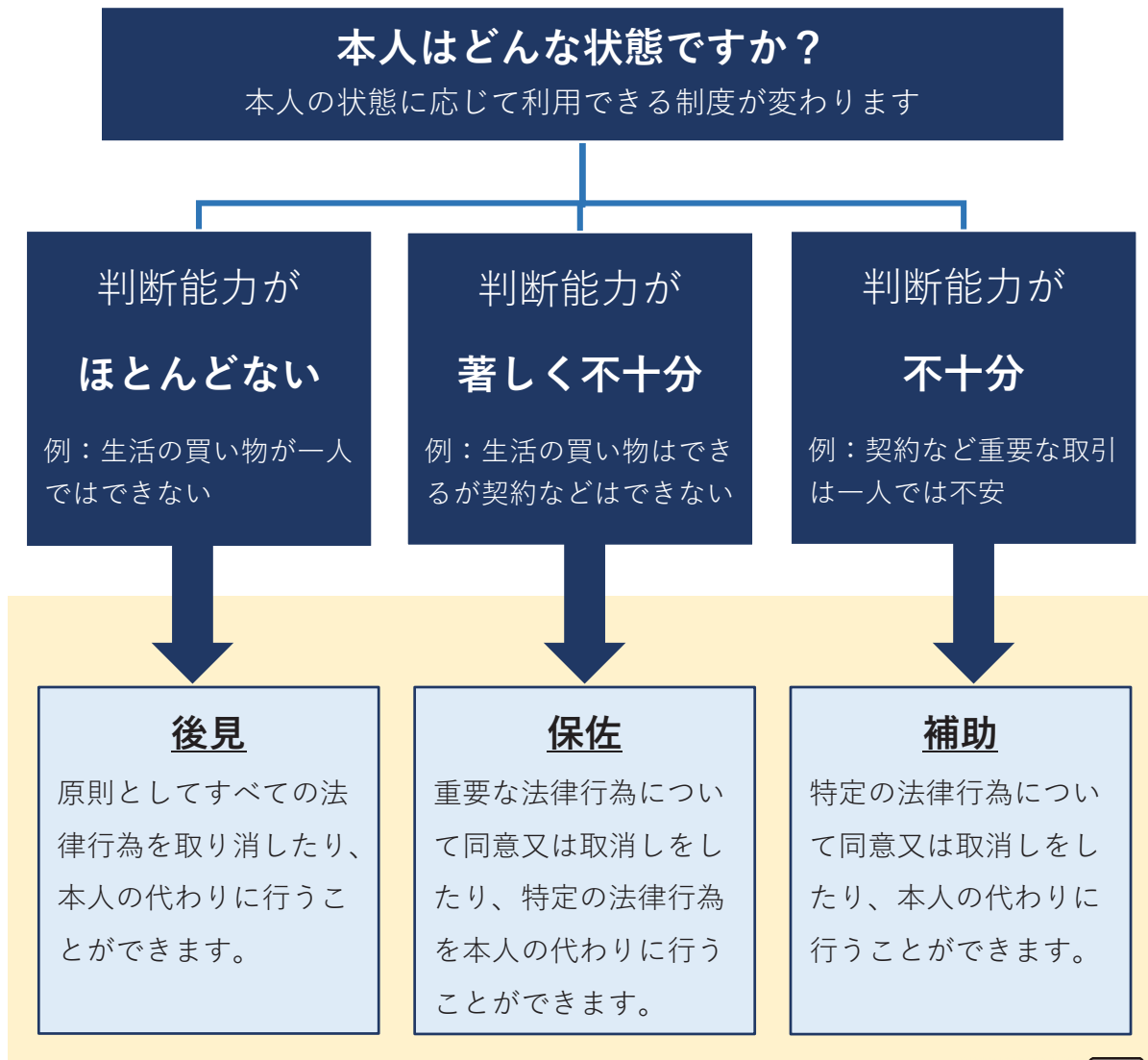
- 借金の取消し
- 保証人の取消し
- 証券取引
- クレジット契約
- 相続の承認や放棄、遺産分割
- 通信販売や訪問販売の契約の取消し

成年後見制度をもっと知ろう



成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方の権利を守る援助者が本人の生活を支援するしくみです



判断能力が十分ある

今は大丈夫だけど将来が不安

任意後見制度

本人に十分な判断能力がある時にあらかじめ支援してくれる人（任意後見人）と支援してもらう内容を自分で決め、公証役場で公正証書により契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。

本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて契約の効力が生じます。



制度を利用するまでの流れ

1
～
2
ヶ月

- ①相談
お住まいの地域の地域包括支援センターや相談支援事業所などに相談しましょう。
(裏面参照)
- ②手続き案内
(家庭裁判所)
手続きの流れや申立てに必要な書類等について説明があります。
(30分程度のDVDを視聴します)
- ③申立ての準備
必要な書類を書いたり、主治医に診断書を書いてもらいます。
※準備の仕方も相談できます(弁護士、司法書士等に依頼する場合は有料です)

2
～
3
ヶ月

- ④申立て
(家庭裁判所)
家庭裁判所に行って、書類の提出や今の状況などを伝えます。
- ⑤審判
(家庭裁判所)
家庭裁判所が書類や調査結果をもとに成年後見人等の選任と後見の開始を決定します。
- ⑥成年後見人の決定
家庭裁判所が成年後見人等を決めると、支援が始まります。

利用したいと思った時には、
「成年後見制度は、途中でやめられない」
ということをよく考えて利用するか決めましょう。



いつから準備を始めればいいのか？

成年後見人等の申立てから選任までには、必要な書類を用意することはもちろん、どのような支援・成年後見人等が本人にとってふさわしいか見極める必要があるため、時間がかかります。

また、障害のある方は、成年後見人等との付き合いも長くなるため、本人との相性も重要なポイントになります。

家族が元気なうちから成年後見人等と役割分担しながら本人を見守ることや、これまでの本人の生活の様子や思いなどを成年後見人等へ伝え、本人のことをよく理解してもらうことも大切ではないでしょうか。

「成年後見制度がいつか必要になるかもしれない」と思ったタイミングで、できるだけ早めに検討・準備を進めておくことをお勧めします。

Q だれが後見人になるの？

A 本人の気持ちや身体の状態、本人のためにどのような支援が必要か等の事情に応じて、本人の支援にふさわしい人を家庭裁判所が選びます。



親族



弁護士
司法書士
社会福祉士



社会福祉法人
NPOなど

Q だれでも申立てできますか？

A 申立てには3つの方法があります。



- ①本人申立て：制度のしくみを一定程度理解し、利用したい意思がある方はご自分で申立てすることが可能です。
- ②親族申立て：本人の配偶者や4親等内の親族（両親、子ども、孫、ひ孫、兄弟、姉妹、祖父母、おじ、おば、いとこ、甥・姪、甥・姪の子どもなど）による申立てが可能です。
- ③市長申立て：本人申し立てや親族申立てが難しく、特に必要と認められた場合は、行政や相談機関などを通して市長による申立てが可能です。

※弁護士や司法書士に申立ての手続きの代行を依頼すると、10万円前後の費用がかかります。

Q

申立てはどこの裁判所でもできますか？

A

申立ては、本人の居住地を管轄する家庭裁判所でできます。
岩沼市にお住まいの方は、仙台家庭裁判所になります。

※仙台家庭裁判所後見センター 仙台市青葉区片平一丁目6-1 ☎022-745-6090

Q

申立てに必要な書類は？

A

以下の書類が必要です。

(※家庭裁判所のサイト等から入手できます。)

- 申立書※
- 診断書（成年後見用）※
- 収入印紙
- 郵便切手
- 本人や申立人の戸籍謄本など



Q

申立てに必要な費用は？

A

法定後見制度と任意後見制度で費用が変わります。以下の金額はあくまで目安です。申立費用は申立人が負担します。

法定後見制度

裁判所に納める印紙代・切手代に **1万円**程度

診断書の作成費用に **5千～1万円**程度

※鑑定を行なう場合もあります（判断能力の鑑定料に **5万～10万円**程度）



任意後見制度

公正証書作成の公証人手数料と印紙代に **2万円**程度

印紙代・切手代に **6千円**程度



Q 助成制度はありますか？

A 法定後見制度の利用に際し、申立て費用や後見人等への報酬の支払いについて一定の要件により助成します。

以下に該当する方は助成の対象となる場合があります。また、詳細については、市にお問い合わせください。

- 生活保護を受けている方
- 制度を利用するための収入や財産がなく、特に必要と認められた方

Q 成年後見人の報酬はどうやって決まりますか？

A 法定後見の場合は、裁判所が報酬額を決めます。
自分で後見人を決める任意後見の場合は、本人と後見人になってくれる方との話し合いで決めます。

家庭裁判所に後見人などを決めてもらう場合には、本人の財産に応じて家庭裁判所が後見人への報酬額を決定します。目安として月額2～6万円となることが多いようです。

Q 後見の開始後、本人に関する費用はどこから支出しますか？

A 成年後見等の報酬や手続き、訪問等で発生した交通費など、本人に関する費用は、本人が負担することになります。

本人の収入や支出が家族の中でまとめて管理されている場合は、今後の生活費や本人に関わる費用の分担を話し合う必要があります。



－成年後見制度についてのご相談先－

岩沼西小学校区

【高齢の方の相談窓口】
岩沼西地域包括支援センター
〒989-2459 岩沼市たけくま三丁目6-8
☎0223-36-7266

【障害のある方の相談窓口】
さんてらす
〒989-2459 岩沼市たけくま二丁目22-10
☎0223-29-4587

岩沼小学校区

【高齢の方の相談窓口】
岩沼市社会福祉協議会
地域包括支援センター
〒989-2432 岩沼市中央一丁目4-27
☎0223-25-6834

【障害のある方の相談窓口】
J's Support 岩沼
〒989-2432 岩沼市中央四丁目3-1
☎0223-36-9862

岩沼西小学校区

岩沼小学校区

玉浦小学校区

岩沼南小学校区



まずは相談窓口までご連絡ください。

岩沼南小学校区

【高齢の方の相談窓口】
南東北地域包括支援センター
〒989-2427 岩沼市里の杜一丁目2-6
☎0223-23-7543

【障害のある方の相談窓口】
岩沼市社会福祉協議会
指定相談支援事業所
〒989-2432 岩沼市中央一丁目4-27
☎0223-35-7525

玉浦小学校区

【高齢の方の相談窓口】
マリンホーム
地域包括支援センター
〒989-2429 岩沼市恵み野一丁目7-1
☎0223-25-6656

【障害のある方の相談窓口】
岩沼市社会福祉協議会
指定相談支援事業所
〒989-2432 岩沼市中央一丁目4-27
☎0223-35-7525

成年後見制度の手続き案内
仙台家庭裁判所後見センター

022-745-6090

〔発行元〕 岩沼市健康福祉部社会福祉課

〔問〕 0223-35-7751